

資7 辻堂西海岸町内会自主防災会

避難行動要支援者個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、辻堂西海岸町内会自主防災会が保有する避難行動要支援者の個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、避難行動要支援者の個人情報の適正な取扱いに関し、辻堂西海岸町内会自主防災会(以下「自主防災会」という。)が遵守すべき義務等を定めることにより、当該自主防災会の区域内に居住する要支援者(以下「要支援者」という。)の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「要支援者の個人情報」とは、藤沢市から提供される避難行動要支援者名簿に掲載された情報及び当自主防災会が個人情報を基に対象者への聞き取り等により取得した情報であって、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、自主防災会が保有する要支援者に係わる個人情報を用いる。

3 この規程において「本人」とは個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(利用目的の特定)

第4条 自主防災会が、要支援者の個人情報を取扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」というのをできる限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的)

第5条 自主防災会は、要支援者の個人情報を災害発生時に安否確認及び救助が必要な対象者として対応するための情報として利用するものとする。

(利用目的による制限)

第6条 自主防災会は、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(適正な取得)

第7条 自主防災会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 自主防災会は、避難行動要支援者名簿を基に対象者への聞き取り等により個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(適正な管理)

第9条 自主防災会は、要支援者の個人情報の保護を図るため個人情報保護管理者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 正確かつ最新なものとする。
 - (2) 漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止すること。
 - (3) 管理する必要がなくなったときは、速やかに廃棄又は消去すること。
- 2 藤沢市から提供される、「避難行動要支援者名簿」は自主防災会会長が保管管理し、年度更新は旧版と引換えで市民センターより受領する。
 - 3 自主防災会会長は、「避難行動要支援者名簿」を区単位に分け、運営委員に旧版と引換えで配布する。旧版は、会長が責任をもってシュレッダーで裁断処理し廃棄する。

(第三者提供の制限)

第10条 自主防災会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで保有個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 自主防災会の会員及び会員であった者は、要支援者名簿に記載された個人情報を利用する場合は、自主防災会が定める利用目的の範囲内とし、会員以外の第三者に提供してはならない。

(利用目的の公表)

第11条 自主防災会は、保有する個人情報の利用目的及び次条の規定による開示等の請求に応じる手続きの方法を、自主防災会等が発行する会報等に掲載するなどの手段により、要支援者の知り得る状態に置かなければならない。

(開示等)

第12条 自主防災会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。なお、開示の求めができる者は、藤沢市に届け出した要支援者本人及び同居の親族、要支援者の届け出を行った親族等とし、本人が開示を求めることができないやむを得ない理由があると認めるときは、代理人によってすることができるものとし、次項以下についても同様とする。

- 2 自主防災会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

なお、保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正を行ったとき又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

- 3 自主防災会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が第6条の規定に反して取り扱われているという理由又は第7条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を求められた場合であってその求めに理由があると判明したときは、必要な範囲で、遅滞なく当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。

(理由の説明)

第13条 自主防災会は、前条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明しなければならない。

(苦情の処理)

第14条 自主防災会は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(継承)

第15条 自主防災会の役員に改選があったときは、新旧の役員は要支援者の名簿等について、すみやかに引き継ぎを行わなければならない。

附則

1. この規程は、令和3年4月18日から施行する。

(第9条の管理要領を明確化するため、第9条の2、3を追記)